

中 選 管 告 示 第 50 号

ポスター掲示場を設置しないことの告示について

令和8年9月13日執行 沖縄県知事選挙において、台風18号の接近のため公職選挙法第144条の3の規定により、当該選挙の告示の日の前日までに同法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を設置しない投票区は、次のとおりである。

・全投票区

令 和 8 年 8 月 25 日

中城村選挙管理委員会
委員長 仲眞 勝治

